

情報流通プラットフォーム対処法の施行に係る省令・ガイドラインの策定

- 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、下記**省令・ガイドライン**を策定（令和7年3月11日公表）。

① 省令

- 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件（平均月間発信者数1000万人 等）
- 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」の明確化（7日間）
- 運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目
 - 権利侵害情報の削除申出に対して一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数
 - 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数及び削除しなかった件数
 - AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
 - 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明等を規定。

② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の具体的な要件等を記載。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。